様式第１号（第１条関係）

|  |
| --- |
| 自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書 |
| 車　　　名 | 型　　　　式 | 車　　　台　　　番　　　号 | 自動車の大きさ(ミリ単位切り捨て) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 長さ　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ幅　　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ高さ　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ |
| （アルファベットには下欄にチェックしてください） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自動車の使用の本拠の位置 |  | ◎　法律に特別な定めがある場合のほかは、資格のない者が、報酬を得て、業として申請書類を作成することは禁止されております。◎　発行の日から概ね一ヶ月以上経過した証明書は、運輸支局で受け付けられないことがあります。 |
| 自動車の保管場所の位置 |  |
|  |  |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 警察署長　殿　 　**〒** （ － ）　　　　　年　　月　　日 住　所 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　電話 　　　　　 　 　  |
|  第　　　　　　　　　号 自　動　車　保　管　場　所　証　明　書  自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 　　　年　　月　　日 警　　察　　署　　長  |
| 備考 １　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。 （1）自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用 の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 （2）自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。 ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列4番とする。 |
| 新　　規 | 申請の登録番号 |  | 増　　車 | 旧車の登録番号 |  | 保管場所の所有者 |  | 連絡先 |  | 収容可能台数 |  |
|  |  | 自 己・他 人・共 有（自己以外） |  |  |
| 移転・変更 |  | 代　　替 |  |  |

　（注）代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－１－

様式第１号（第１条関係）

|  |
| --- |
| 自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書 |
| 車　　　名 | 型　　　　式 | 車　　　台　　　番　　　号 | 自動車の大きさ(ミリ単位切り捨て) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 長さ　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ幅　　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ高さ　　　　　　　ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ |
| （アルファベットには下欄にチェックしてください） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自動車の使用の本拠の位置 |  |

|  |
| --- |
| 収　入　証　 紙　貼　付 |
|  |

 |
| 自動車の保管場所の位置 |  |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 警察署長　殿　 　**〒** （ － ）　　　　　年　　月　　日 住　所 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　電話 　　　　　 　 　  |
|  第　　　　　　　　　号 自　動　車　保　管　場　所　証　明　書  自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 　　　年　　月　　日 警　　察　　署　　長  |
| 備考 １　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。 （1）自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 （2）自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。 ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列4番とする。 |
| 新　　規 | 申請の登録番号 |  | 増　　車 | 旧車の登録番号 |  | 保管場所の所有者 |  | 連絡先 |  | 収容可能台数 |  |
|  |  | 自 己・他 人・共 有（自己以外） |  |  |
| 移転・変更 |  | 代　　替 |  |  |

　（注）代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－２－